

日 時：令和6年9月4日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：小川委員長代理、大島委員、浅井委員、清水委員、加藤委員、梶田委員、高村委員、小笠原委員、佐脇事務局長、小川審議官、大槻審議官、佐々木総務課長、吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○佐々木総務課長 それでは定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、藤原委員長が御欠席でございます。

委員長代理に係る委員会決定の規定に基づき、小川委員長代理に以後の委員会運営、進行をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○小川委員長代理 それでは、ただいまから第299回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は二つです。

議題1 「「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見募集の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○芦田企画官 それでは、資料に沿って御説明いたします。

個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る中間整理について、本年6月27日から7月29日までの間、意見募集を行いました。その結果、1,731の団体・事業者又は個人から延べ2,448件の御意見が寄せられました。

まず、意見提出者の内訳ですが、各種団体・事業者等が72者、匿名を含む個人が1,659者となっています。

提出意見の内訳ですが、特に意見の件数が多かったものについて、中間整理の構成に沿った分類で申し上げますと、「本人同意を要しないデータ利活用等」が1,560件、そのうち生成AIに関するものは1,486件。「こどもの個人情報等」が150件。「生体データ」が120件。「不適正利用/適正取得」が92件。「漏えい等報告」が67件。「課徴金」が52件。「個人の権利救済手段」が48件。中間整理の「4 その他」としているものについては48件。「オプトアウト等」が47件となっています。

各提出者から頂戴した御意見の内容は別紙のとおりになっています。

なお、まとめるに当たっては、匿名希望の有無にかかわらず個人名は一律に省略しています。

また、頂いた御意見のうち、意見募集の対象となる事項のみお示ししています。本中間整理の内容とは関係がないと考えられる御意見が14件ございました。御意見に添えられた参考資料の一部を省略している場合がございます。

御意見は、原則として原文のまま掲載しておりますが、取りまとめの都合により、一部整理・要約して掲載しております。

また、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、当該箇所を省略しています。

この意見募集の結果については、本日の委員会において御了承いただけましたら、本委員会ホームページや電子政府の総合窓口を通じて意見募集の結果として公表することとさせていただきますと存じます。

なお、今回、多様な意見について非常に多くの御意見を頂戴したことも踏まえ、御提出いただいた御意見について、中間整理の構成に沿って、主なものを事務局においてまとめたものを参考資料として作成しております。こちらの説明は割愛いたしますが、必要に応じて御参照いただけますと幸いです。

今後でございますが、それぞれの論点について、明日第2回会合が予定されている「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」などの場を通じて、ステークホルダーとの継続的な議論を継続して検討を深めていきたいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。

○小川委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問・御意見をお願いします。

清水さん。

○清水委員 ありがとうございます。

パブコメの結果について公表していただくのは結構だと思います。中身を拝見しますと、いわゆる3年ごと見直し検討会で取り上げようとしております項目、課徴金、団体訴訟等につきましては対立が鮮明であると思いますが、それ以外の論点についても、おおむね事業者側は新たな規制に反対する一方、規制緩和や利活用には積極的であると思います。個人はその逆ということで、意見にはかなり隔たりが大きいと感じました。

今後、論点ごとに詰めていくことになると思いますけれども、当委員会としましては、中立的な立場を維持していくことが重要だと思います。その上で、双方の意見を受け止め、折り合いがつく点というのを見いだすということが、非常に難しいですが必要なのだろうと考えております。

また、それぞれの論点について、今回の3年ごと見直しで全て解決するというのは難しいかかもしれないと思います。中長期的に検討していく項目があるのであれば、ステークホルダーと継続的に議論をする場を新たに設けることを検討していただきたいと思います。

以上です。

○小川委員長代理 ありがとうございます。

ほかに御意見・御質問はありますか。

よろしいですか。

では、私から一言だけ。

今回の意見募集では、2,448件の多数の貴重な御意見を頂きました。御意見を寄せていただいた1,731の団体・事業者・個人の方々に感謝を申し上げたいと思います。

これらの御意見を踏まえるとともに、先ほど御説明にもありましたけれども、課徴金制度等については、別途検討会で行われているステークホルダーの方々との議論も含めて、委員会としては引き続き検討を深めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

ほかに御意見はありますか。

よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、御異議がないようなので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の進捗を進めてください。よろしく申し上げます。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録、議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

議題1は以上です。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「独自利用事務の情報連携に係る届出について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 独自利用事務の情報連携に係る届出について、御説明いたします。資料2の大項目1「独自利用事務の情報連携とは」を御覧ください。

独自利用事務とは、番号法第9条第2項の規定に基づき条例を制定することで、地方公共団体が個人番号を利用できる事務をいいます。また、番号法第19条第9号に基づき、独自利用事務のうち、委員会規則第2条各項で定める要件を満たすと個人情報保護委員会が認めたものについては、他の行政機関等に特定個人情報の提供を求める情報連携を行うことが可能とされております。

この独自利用事務の情報連携に係る届出について、委員会規則で定める要件を満たすものとして、現在1,375団体、1万1,135件の届出を委員会ウェブサイトで公表しております。

続いて大項目2「独自利用事務の情報連携に係る届出について」を御覧ください。

この度、地方公共団体から提出されました令和7年2月から開始される情報連携に係る届出について、委員会規則で定める要件を満たすか確認いたしました。その結果、308団体から新規の届出が709件、特定個人情報の追加等を行う変更の届出が385件、事務の廃止等を行う中止の届出が27件の計1,121件の届出がございました。

当該届出について、委員会規則第2条各項に定める要件を満たすことを認め、委員会規則第3条第3項等に基づき内閣総理大臣へ通知したいと考えております。

なお、今回の届出に係る内閣総理大臣通知後の届出の総数については、届出団体数が

1,416団体、届出件数が1万1,817件となります。

御説明は以上でございます。

○小川委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問・御意見をお願いします。

よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、地方公共団体から提出された届出書について、委員会規則に定める要件を満たすものと認め、内閣総理大臣に通知したいと思いたしますがよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録、議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。